

# 環境メールマガジン (第34号)

発行日：令和2年3月13日  
発行元：野洲市環境経済部環境課  
「野洲市事業所環境保全推進事業」  
電話：077-587-6003

野洲市では、平成21年度より「野洲市事業所環境保全推進事業」を推進しています。

この事業の一環として、市内事業所の環境担当者が、環境関連法令の制定・改正や環境管理の技術等を勉強されて、環境関連法令の遵守と事業所周辺の環境保全に積極的に取り組んでいただくことを目的に「環境研修会」を開催しており、本年1月開催の研修会で第24回を迎えました。

本号では、今後、開催する研修会に事業所の環境担当者のより多くの方々が参加していただけるように最近の研修会の内容をご紹介します。

## 1. 第23回「フロン排出抑制法について」(抜粋):講師 NPOびわ湖環境 芝本伊三男 理事

11月27日に中主防災コミュニティセンターで開催し、24名の受講者がありました。

### (1)フロン回収・破壊法からフロン排出抑制法に改定された背景

オゾン層を破壊すると言われていた旧フロンは現在ほとんど使われなくなり、今では代替フロンが使われているが、温暖化係数が二酸化炭素の数千倍あることが明確になり、その漏洩が問題となってきました。そこで、この漏洩を防止するために新たにフロンの排出を抑制する法律に改正されました。

### (2)フロン排出抑制法の概要

製品メーカーにはノンフロン製品や低GWP(地球温暖化係数)製品の開発や転換を促進することや、製品のユーザーには業務用機器の適正な管理を通じてフロン漏洩を抑制し、また適正な回収・破壊を実施するよう規制する法律です。

### (3)第一種特定製品管理者(第一種特定製品の所有者や使用に責任を負う者)の役割と責務

第一種特定製品は、冷媒としてフロンが充填されている業務用エアコン、冷凍・冷蔵機器、スポットクーラー、建設重機(BH)等が該当します。(室外機に「第一種特定製品」記載されています)

管理者の役割については次の事項が責務として課せられます。

- ①すべての機器で簡易点検(3ヶ月に一回以上)し、記録を残すこと。
- ②出力が7.5Kw以上の圧縮機の製品は専門家による定期点検(1年または3年に一回以上)を実施し、記録に残すこと。
- ③会社全体で、1,000CO<sub>2</sub>-t以上のフロンが漏洩した場合は、国(所轄の大臣)への報告。
- ④機器の廃棄時は、(a)フロン類充填回収業者へのフロン類の引き渡し(b)フロン類の引き渡しの際には、回収依頼書を業者に交付する(c)回収依頼書の写し、業者からの引き渡し証明書(写)を3年間保存。

### (4)簡易定期点検

外観検査(異音、腐食、さび、油にじみ、霜つき等の確認)を定期的(3か月ごと)に実施し、記録します。

### (5)定期点検

一定規模以上の機器について、冷媒フロン取り扱い技術者等、十分な知見を有する者が、製品の規模により点検周期が定められています。

定期点検対象機器でも簡易点検は必須です。

簡易定期点検や、定期点検の記録は、3年間の保存が義務付けられています。

## (6)フロン漏洩量の報告

フロン類の算定漏洩量が年間でCO2換算で1,000t以上の事業者は、毎年7月末までに前年度の漏洩量を所管の大臣へ届け出ることが義務付けられています。

## (7)2020年4月1日施行改正法の概要

機器を廃棄する際の規制が強化されます。

- ①機器を捨てる際にフロン類を回収しないと即座に罰金が科せられます。
- ②フロン類の回収が証明できない機器は引き取ってもらえません。
- ③建物解体時の規制が強化されます。

## (8)研修会での Q&A

Q:事業所での小さい部屋では家庭用エアコンを設置しているが、これも点検の対象になるか？

A:家庭用エアコンは点検不要です。廃棄時は、家電リサイクル法に従って廃棄してください。



講義の様子①



講義の様子②

上記のように、事業者(管理者)が遵守すべき事項を判りやすく解説しました。

## 2. 第24回「事業者の環境管理について」(抜粋):講師 NPOびわ湖環境 佐野 由明 理事

令和2年1月22日に野洲市図書館で開催し、18名の受講者がありました。

### (1)環境の対象分野の解説

高度成長時代から現在に至るまで、環境管理に関する考え方(地域の広がり、空間の広がり、地球規模への広がり等)や価値観の変遷等について解説されました。

### (2)環境管理は経営の一部

ISO14001でも環境管理は経営の一部と謳われており、またSDGsの活動は事業の本業そのものの戦略に持続可能な目標を設定して活動することが求められています。

このSDGsの活動の中で環境保全に関するゴールが数多く示されていることについて環境省の資料を基に説明されました。

また、「カーボンオフセット」や「カーボンフットプリント」の言葉についての意味の説明もありました。

### (3)法・条例の解説

法・条例の仕組みの説明があり、「法」「施行令」「施行規則」についての解説や、上乘せ条例、横出し条例の意味についての説明がありました。

環境管理に関係のある典型7公害に関する法律の説明をはじめ、パリ協定の解説や、種々の分野に亘る法律の体系や内容の解説、主要な法の要求事項について解説いただきました。

また、事故を起こさないための確認ポイントについても、環境省のガイドラインを用いて説明がありました。

#### (4) リスクと事故について

環境事故防止のための取り組みとして、事故を起こさないための「リスク管理」、事故が起こった場合の対応としての「クライシス管理」についての説明がありました。

リスク管理に関しては、ハードソフト両面の対応策の検討や、訓練の大切さを説明していただきました。

#### (5) 事故防止のための効果的な環境管理を目指して

「リスク管理」については、管理体制、教育、訓練の重要性や事故想定をしっかりとやることや、予防措置についての説明があり、「クライシス管理」については、事故の想定範囲を予測しているか、緊急器材の準備は大丈夫か、事故対策体制は大丈夫か、特に本部長代理など、代理者の訓練は十分にできているかなどを強調されました。

#### (6) 事故は必然

事故は偶然に発生するものではなく、必ず原因があり、それを取り除くことが大切だとの説明がありました。

#### (7) 行動を起こすことが大切

環境管理を効果的に実行するためにも、現状をよく見て、現状の是非を熟考したうえで行動に移すことが事業者として、担当者として大切であると締めくくられました。



講義の様子①



講義の様子②

以上のように、リスク管理、クライシス管理を通じて事業者が行うべき環境管理について解説しました。